

(第31期)

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

旭化成アミダス株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
( 資 産 の 部 )	( 4,219 )	( 負 債 の 部 )	( 1,686 )
流 動 資 産	3,794	流 動 負 債	1,489
現 金 及 び 預 金	251	未 払 金	74
売 掛 金	1,072	未 払 消 費 税	154
仕 掛 品	3	未 払 住 民 税 及 び 事 業 税	32
貯 蔵 品	3	未 払 費 用	1,206
前 払 費 用	38	預 り 金	23
繰 延 税 金 資 産 ( 流 動 )	85		
短 期 貸 付 金	2,338	固 定 負 債	198
立 替 金	4	退 職 給 付 引 当 金	198
固 定 資 産	426		
有 形 固 定 資 産	107	( 純 資 産 の 部 )	( 2,533 )
建 物	74	株 主 資 本	2,533
工 具 , 器 具 及 び 備 品	34	資 本 金	80
無 形 固 定 資 産	59	利 益 剰 余 金	2,453
ソ フ ト ウ ェ ア	58	利 益 準 備 金	23
電 話 加 入 権	1	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,430
投 資 そ の 他 の 資 産	259	繰 越 利 益 剰 余 金	2,430
繰 延 税 金 資 産 ( 固 定 )	70	( うち 当 期 純 利 益 )	147
差 入 保 証 金	189		
資 産 合 計	4,219	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,219

(第31期)

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産
- 仕掛品 ……個別法による原価法に基づく低価法
  - 貯蔵品(一般) ……個別法による原価法に基づく低価法
  - 貯蔵品(洗替) ……総平均法による原価法に基づく低価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
- ……建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法
  - ……その他の有形固定資産は定率法
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
- ……ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
  - ……その他の無形固定資産は定額法
- (3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
- (2) 消費税等の会計処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
- (3) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用している。

(会計方針の変更に関する注記)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用  
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。  
なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用  
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)を当事業年度から適用している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数
- |      |        |
|------|--------|
| 普通株式 | 1,600株 |
|------|--------|
2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
平成28年6月28日開催の株主総会において、次のとおり決議している。
- 普通株式の配当に関する事項
- |              |            |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額   | 16百万円      |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 10,000円    |
| (ハ) 基準日      | 平成28年3月31日 |
| (ニ) 効力発生日    | 平成28年6月29日 |
3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
平成29年6月28日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定している。
- 普通株式の配当に関する事項
- |              |            |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額   | 16百万円      |
| (ロ) 配当の原資    | 利益剰余金      |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 10,000円    |
| (ニ) 基準日      | 平成29年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日    | 平成29年6月29日 |

(資産除去債務に関する注記)

本社事務所の建物賃貸借契約に基づき、退去時における現状回復に係る義務を資産除去債務として認識しているが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっている。